

重要なお知らせ

平成22年8月

新第63期司法修習生(12月15日修習終了予定者)各位

第一東京弁護士会

弁護士会費等についてのご案内

新第63期司法修習生(12月15日修習終了予定者)新会員の1ヶ月ごとの会費額は下記の通りとなります。

当会入会月より納付していただくこととなりますので、入会されましたら、下記の「会費の納付方法について」をご参照の上、ご納付ください。

記

入会月(平成22年12月)からの会費額(月額)

本会会費	本会新会館特別会費	日弁連会費	日弁連特別会費	合計(円)
5,000	0	7,000	3,800	15,800

- ・本会会費 : 本会の会費(本会会則24条)
- ・本会新会館維持管理特別会費 : 新会館の維持管理、修繕、設備更新等(本会会規25号)
- ・日弁連会費 : 日本弁護士連合会の会費(日弁連会則95条)
- ・日弁連特別会費 : (1)少年・刑事財政基金特別会費 3,100円
(2)弁護士過疎・偏在対策特別会費 700円

*** 本会会費について ***

現在、本会会費について減額に向けて検討をしており、11月上旬に詳細が決定する予定です。現段階では、入会以降当面の間の本会会費額は、本案内でお知らせする金額と変更はない予定ですが、将来的な会費額(入会后5年目を以降の本会会費)は、減額する方向であります。

(注意)

- (1) 弁護士会費は、当会入会月(平成22年12月)より発生いたします。
- (2) 入会以降2年間は、本会会費は5,000円 日弁連会費は7,000円です。
- (3) 新会館維持管理特別会費は、毎月10,000円ずつ納付していただきます。但し新第63期(12月15日修習終了予定者)新会員は、4年間その徴収を猶予します。
前記新会館特別会費は、上記猶予期間中であっても当会を退会される際には、在会月数分を退会時に精算徴収することとなります。(本会会規25号 4-③)
- (4) 日弁連特別会費のうち、少年・刑事財政基金特別会費は平成24年5月まで、弁護士過疎・偏在対策特別会費は平成25年3月までそれぞれ徴収いたします。
- (5) 今後、修習終了後5年経過するまでは、毎年会費額が変更になりますので、当会HP(会員専用ページ)等で随時ご確認ください。

****** 会費についてのお問い合わせ先 ******

第一東京弁護士会 事務局経理課 TEL:03-3595-8581

会費の納付方法について

会費の納付には手数料無料で、手間のかからない口座振替が便利です！ぜひお手続きくださいませ。

1 自動振替による納付

金融機関(ゆうちょ銀行を除く)預金口座からの引落にて、会費の納付が可能です。

※自動振替の開始まで多少時間がかかりますので、入会当初の数ヶ月は、振込または窓口での納付となります。

- (1) 申 込 : 事務局経理課に預金口座振替依頼書がございますので、必要事項を記入の上、経理課までご提出ください。
※預金口座振替依頼書は平成23年1月12日の新入会員研修会で配布予定です。
- (2) 開 始 : 口座振替依頼書提出後、およそ2ヶ月かかります。毎月末日までに口座振替依頼書を提出いただければ、翌々月から開始できます。
- (3) 振替日 : 毎月12日にご指定の口座より振替いたします。但し、12日が銀行休業日の場合は、翌営業日に振替いたします。

2 振込による納付

下記の当会指定銀行口座に振り込むことにより、納付が可能です。但し、振込手数料は、ご負担頂くこととなります。

銀行名	支店名	種類	口座番号	口座名義
三井住友	日比谷	当座	238052	第一東京弁護士会
三井住友	丸ノ内	当座	1015102	第一東京弁護士会
三菱東京UFJ	京橋	当座	2593283	第一東京弁護士会
三菱東京UFJ	東京公務部	当座	1773	第一東京弁護士会
みずほ	本店	当座	149215	第一東京弁護士会
みずほ	東京中央	普通	1585786	第一東京弁護士会

3 窓口での納付

当会事務局経理課窓口(弁護士会館11階)に直接支払うことにより、納付が可能です。但し、事務取扱時間は平日の午前9時30分から午後5時までです。